

中国证券监督管理委员会令第 140 号	中国証券監督管理委員会令第 140 号
<p>经国务院批准，现公布《外商投资证券公司管理办法》，自公布之日起施行。</p>	<p>國務院の批准を経て、ここに《外商投資証券会社管理弁法》を公布し、公布日より施行する。</p>
<p>中国证券监督管理委员会主席：刘士余 2018年4月28日</p>	<p>中国証券監督管理委員会主席：劉士余 2018年4月28日</p>
<p><b>外商投资证券公司管理办法</b></p>	<p><b>外商投資証券会社管理弁法</b></p>
<p>第一条 为了适应证券市场对外开放的需要，加强和完善对外商投资证券公司的监督管理，明确外商投资证券公司的设立条件和程序，根据《中华人民共和国公司法》（以下简称公司法）和《中华人民共和国证券法》（以下简称证券法）有关规定，制定本办法。</p>	<p>第一条 証券市場の對外開放のニーズに応え、外商投資証券会社に対する監督管理を強化および完備し、外商投資証券会社の設立条件および手順を明確化するため、《中華人民共和國会社法》（以下「会社法」）および《中華人民共和國証券法》（以下「証券法」）の関連規定に基づき、本弁法を制定する。</p>
<p>第二条 本办法所称外商投资证券公司是指：</p> <p>（一）境外股东与境内股东依法共同出资设立的证券公司；</p> <p>（二）境外投资者依法受让、认购内资证券公司股权，内资证券公司依法变更的证券公司；</p> <p>（三）内资证券公司股东的实际控制人变更为境外投资者，内资证券公司依法变更的证券公司。</p>	<p>第二条 本弁法でいう外商投資証券会社とは、以下を指す：</p> <p>（一）国外株主が国内株主と法に基づき共同出資により設立する証券会社；</p> <p>（二）国外投資家が法に基づき内資証券会社の持分を譲り受け・引き受け、内資証券会社から法に基づき変更した証券会社；</p> <p>（三）内資証券会社の株主の實際支配者が国外投資家になり、内資証券会社から法に基づき変更した証券会社。</p>
<p>第三条 中国证券监督管理委员会（以下简称中国证监会）负责对外商投资证券公司的审批和监督管理。</p>	<p>第三条 中国証券監督管理委員会（以下「中国証監会」）は、外商投資証券会社に対する審査批准および監督管理の責を負う。</p>
<p>第四条 外商投资证券公司的名称、组织形式、注册资本、业务范围、组织机构的设立及职责以及股东、董事、监事、高级管理人员等，应当符合公司法、证券法等法律、法规和中国证监会的有关规定。</p>	<p>第四条 外商投資証券会社の名称・組織形態・登録資本・業務範囲・組織機関の設置および職責ならびに株主・董事・監事・高級管理者などは、会社法・証券法などの法律・法規および中国証監会の関連規定に合致していなければならない。</p>
<p>第五条 设立外商投资证券公司除应当符合公司法、证券法、《证券公司监督管理条例》和经国务院批准的中国证监会规定的证券公司设立条件外，还应当符合下列条件：</p>	<p>第五条 外商投資証券会社の設立は、会社法・証券法・《証券会社監督管理条例》および國務院が批准した中国証監会規定の証券会社の設立条件に合致する以外に、下記の条件にも合致しなければならない：</p>
<p>（一）境外股东具备本办法规定的资格条件，其出资比例、出资方式符合本办法的</p>	<p>（一）国外株主は、本弁法が規定する資格・条件を備えており、その出資比率・出</p>

<p>規定；</p> <p>(二) 初始业务范围与控股股东或者第一大股东的经营证券业务经验相匹配；</p> <p>(三) 中国证监会规定的其他审慎性条件。</p> <p>第六条 外商投资证券公司的境外股东，应当具备下列条件：</p> <p>(一) 所在国家或者地区具有完善的证券法律和监管制度，相关金融监管机构已与中国证监会或者中国证监会认可的机构签定证券监管合作谅解备忘录，并保持着有效的监管合作关系；</p> <p>(二) 为在所在国家或者地区合法成立的金融机构，近3年各项财务指标符合所在国家或者地区法律的规定和监管机构的要求；</p> <p>(三) 持续经营证券业务5年以上，近3年末受到所在国家或者地区监管机构或者行政、司法机关的重大处罚，无因涉嫌重大违法违规正受到有关机关调查的情形；</p> <p>(四) 具有完善的内部控制制度；</p> <p>(五) 具有良好的国际声誉和经营业绩，近3年业务规模、收入、利润居于国际前列，近3年长期信用均保持在高水平；</p> <p>(六) 中国证监会规定的其他审慎性条件。</p> <p>第七条 境外股东应当以自由兑换货币出资。</p> <p>境外股东累计持有的（包括直接持有和间接控制）外商投资证券公司股权比例，应当符合国家关于证券业对外开放的安排。</p> <p>第八条 申请设立外商投资证券公司，应当由全体股东共同指定的代表或者委托的代理人向中国证监会提交下列文件：</p> <p>(一) 境内外股东的法定代表人或者授权代表共同签署的申请表；</p> <p>(二) 关于设立外商投资证券公司的合</p>	<p>資方式が本弁法の規定に合致している；</p> <p>(二) 最初の業務範囲が持分を支配している株主あるいは最大株主の証券業務経営の経験と整合している；</p> <p>(三) 中国証券協会が規定するその他の慎重性要求。</p> <p>第六条 外商投資証券会社の国外株主は、下記の条件を備えていなければならない：</p> <p>(一) 所在国あるいは地区において完全な証券の法律および監督管理制度を有しており、関連金融監督管理機関がすでに中国証券協会あるいは中国証券協会が認可した機関と証券監督管理提携の覚書を締結しており、有効な監督管理の提携関係を保持している；</p> <p>(二) 所在国あるいは地区において合法的に設立された金融機関であり、直近3年の各財務指標が所在国あるいは地区の法律の規定および監督管理機関の要求に合致している；</p> <p>(三) 証券業務の経営を5年以上継続しており、直近3年に所在国あるいは地区の監督管理機関あるいは行政・司法機関から重大な処罰を受けておらず、法律・規定の重大違反の嫌疑により関連機関から調査を受けていない；</p> <p>(四) 完全な内部統制制度を有している；</p> <p>(五) 良好な国際的名声および経営業績を有し、直近3年の業務規模・収入・利益が国際的に上位に位置しており、直近3年の長期信用がすべて高水準を保持している；</p> <p>(六) 中国証券協会が規定するその他の慎重性条件。</p> <p>第七条 国外株主は、自由両替通貨により出資しなければならない。</p> <p>国外株主が保有する（直接保有および間接支配を含む）外商投資証券会社の持分比率は、累計で国家の証券業の対外開放に関する計画に合致していなければならない。</p> <p>第八条 外商投資証券会社の設立を申請する場合、全株主が共同で指定した代表あるいは委託した代理人が中国証券協会に下記の文書を提出しなければならない：</p> <p>(一) 国内外の株主の法定代表者あるいは授權した代表が共同で署名した申请表；</p> <p>(二) 外商投資証券会社の設立に関する</p>
--	---

<p>同及章程草案；</p> <p>(三) 外商投资证券公司拟任董事长、总经理、合规负责人简历；</p> <p>(四) 股东的营业执照或者注册证书、证券业务资格证书复印件；</p> <p>(五) 申请前3年境内外股东经审计的财务报表；</p> <p>(六) 境外股东所在国家或者地区相关监管机构或者中国证监会认可的境外机构出具的关于该境外股东是否具备本办法第六条第(二)项、第(三)项规定的条件的说明函；</p> <p>(七) 境外股东具有良好的国际声誉和经营业绩，近3年业务规模、收入、利润居于国际前列以及近3年长期信用情况的证明文件；</p> <p>(八) 由中国境内律师事务所出具的法律意见书；</p> <p>(九) 中国证监会要求的其他文件。</p> <p>第九条 中国证监会依照有关法律、行政法规和本办法对第八条规定的申请文件进行审查，并在规定期限内作出是否批准的决定，书面通知申请人。不予批准的，书面说明理由。</p> <p>第十条 股东应当自中国证监会的批准文件签发之日起6个月内足额缴付出资或者提供约定的合作条件，选举董事、监事，聘任高级管理人员，并向公司登记机关申请设立登记，领取营业执照。</p> <p>第十一条 外商投资证券公司应当自营业执照签发之日起15个工作日内，向中国证监会提交下列文件，申请经营证券业务许可证：</p> <p>(一) 营业执照副本复印件；</p> <p>(二) 公司章程；</p> <p>(三) 由中国境内具有证券相关业务资格的会计师事务所出具的验资报告；</p> <p>(四) 董事、监事、高级管理人员和主要业务人员的名单、任职资格证明文件和证券从业资格证明文件；</p> <p>(五) 内部控制制度文本；</p> <p>(六) 营业场所和业务设施情况说明书；</p>	<p>契約書および定款のドラフト；</p> <p>(三) 外商投資証券会社の就任予定の董事長・総経理・コンプライアンス面の責任者の略歴；</p> <p>(四) 株主の営業許可証あるいは登記証書・証券業務資格証書の写し；</p> <p>(五) 申請前3年の国内外の株主の監査済み財務諸表；</p> <p>(六) 国外株主の所在国あるいは地区の関連監督管理機関あるいは中国証監会が認可した国外機構が作成した当該国外株主が本弁法第六条第(二)項・第(三)項の規定する条件を備えているか否かに関する説明文書；</p> <p>(七) 国外株主が良好な国際的名声および経営業績を有し、直近3年の業務規模・収入・利益が国際的に上位に位置していること、および直近3年の長期信用状況についての証明文書；</p> <p>(八) 中国国内の弁護士事務所が作成した法律意見書；</p> <p>(九) 中国証監会が要求するその他の文書。</p> <p>第九条 中国証監会は、関連法律・行政法規および本弁法に基づき第八条が規定する申請文書に対して審査を行い、規定の期限内に批准するか否かの決定を下し、申請者に書面で通知する。批准しない場合、理由を書面で説明する。</p> <p>第十条 株主は、中国証監会の批准文書の発行日より6ヶ月内に満額払込により出資あるいは約定した提携条件を提供し、董事・監事を選出し、高級管理者を任命し、併せて会社の登記機関に設立登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。</p> <p>第十一条 外商投資証券会社は、営業許可証の発行日より15営業日以内に、中国証監会に下記の文書を提出し、証券業務経営許可証を申請しなければならない：</p> <p>(一) 営業許可証副本の写し；</p> <p>(二) 会社定款；</p> <p>(三) 中国国内の証券関連業務資格を有する会計士事務所が作成した验资報告；</p> <p>(四) 董事・監事・高級管理者および主要な業務スタッフの名簿・就任資格の証明文書および証券業務従事資格の証明文書；</p> <p>(五) 内部統制制度の本文；</p> <p>(六) 営業場所および業務施設の状況説</p>
--	--

<p>(七) 中国证监会要求的其他文件。</p> <p>第十二条 中国证监会依照有关法律、行政法规和本办法对第十一条规定的申请文件进行审查，并自接到符合要求的申请文件之日起15个工作日内作出决定。对符合规定条件的，颁发经营证券业务许可证；对不符合规定条件的，不予颁发，并书面说明理由。</p> <p>第十三条 未取得中国证监会颁发的经营证券业务许可证，外商投资证券公司不得开业，不得经营证券业务。</p> <p>第十四条 内资证券公司申请变更为外商投资证券公司的，应当具备本办法第五条规定的条件。</p> <p>收购或者参股内资证券公司的境外股东应当具备本办法第六条规定的条件，其收购的股权比例或者出资比例应当符合本办法第七条的规定。</p> <p>内资证券公司股东的实际控制人变更为境外投资者，应当具备本办法第六条规定的条件，其间接控制的证券公司股权比例应当符合本办法第七条的规定。不具备条件或者间接控制证券公司股权比例不符合规定的，应当在3个月内完成规范整改。</p> <p>第十五条 内资证券公司申请变更为外商投资证券公司，应当向中国证监会提交下列文件：</p> <p>(一) 法定代表人签署的申请表；</p> <p>(二) 股东（大）会关于变更为外商投资证券公司的决议；</p> <p>(三) 公司章程修改草案；</p> <p>(四) 股权转让协议或者出资协议（股份认购协议）；</p> <p>(五) 拟在该证券公司任职的境外投资者委派人员的名单、简历以及相应的从业资格证明文件、任职资格证明文件；</p>	<p>明書；</p> <p>(七) 中国証券監会が要求するその他の文書。</p> <p>第十二条 中国証券監会は、関連法律・行政法規および本弁法に基づき第十一条が規定する申請文書に対して審査を行い、併せて要求に合致する申請文書の受領日より15営業日以内に決定を下す。規定の条件に合致する場合、証券業務経営許可証を発行する；規定の条件に合致しない場合、発行せず、理由を書面で説明する。</p> <p>第十三条 中国証券監会が発行する証券業務経営許可証を取得していない場合、外商投資証券会社は開業してはならず、証券業務を経営してはならない。</p> <p>第十四条 内資証券会社が外商投資証券会社への変更を申請する場合、本弁法第五条の規定する条件を備えていなければならない。</p> <p>内資証券会社を買収あるいは出資に参加する国外株主は、本弁法第六条が規定する条件を備えていなければならない、その買収する持分比率あるいは出資比率は、本弁法第七条の規定に合致していなければならない。</p> <p>内資証券会社の株主の実際支配者が国外投資家になる場合、本弁法第六条が規定する条件を備えていなければならない、その間接支配する証券会社の持分比率は、本弁法第七条の規定に合致していなければならない。条件を備えていない、あるいは間接支配する証券会社の持分比率が規定に合致しない場合、3ヶ月以内に規範化・是正を完了しなければならない。</p> <p>第十五条 内資証券会社が外商投資証券会社への変更を申請する場合、中国証券監会に下記の文書を提出しなければならない：</p> <p>(一) 法定代表者が署名した申請表；</p> <p>(二) 株主（大）会の外商投資証券会社への変更に関する決議；</p> <p>(三) 会社定款の改定ドラフト；</p> <p>(四) 持分譲渡協議あるいは出資協議（株式引受協議）；</p> <p>(五) 当該証券会社に就任予定の国外投資家の派遣者の名簿・略歴および相応する業務従事資格の証明文書・就任資格の証明文書；</p>
---	---

<p>(六) 境外股东的营业执照或者注册证书、相关业务资格证书复印件；</p> <p>(七) 申请前3年境外股东经审计的财务报表；</p> <p>(八) 境外股东所在国家或者地区相关监管机构或者中国证监会认可的境外机构出具的关于该境外股东是否具备本办法第六条第(二)项、第(三)项规定条件的说明函；</p> <p>(九) 境外股东具有良好的国际声誉和经营业绩，近3年业务规模、收入、利润居于国际前列以及近3年长期信用情况的证明文件；</p> <p>(十) 由中国境内律师事务所出具的法律意见书；</p> <p>(十一) 中国证监会要求的其他文件。</p> <p>第十六条 中国证监会依照有关法律、行政法规和本办法对第十五条规定的申请文件进行审查，并在规定期限内作出是否批准的决定，书面通知申请人。不予批准的，书面说明理由。</p> <p>第十七条 获准变更的证券公司，应当自中国证监会的批准文件签发之日起6个月内，办理股权转让或者增资事宜，向公司登记机关申请变更登记，换领营业执照。</p> <p>第十八条 获准变更的证券公司应当自变更登记之日起15个工作日内，向中国证监会提交下列文件，申请换发经营证券业务许可证：</p> <p>(一) 营业执照副本复印件；</p> <p>(二) 外商投资证券公司章程；</p> <p>(三) 公司原有经营证券业务许可证及其副本；</p> <p>(四) 由中国境内具有证券相关业务资格的会计师事务所出具的验资报告；</p> <p>(五) 中国证监会要求的其他文件。</p> <p>第十九条 中国证监会依照有关法律、行政法规和本办法对第十八条规定的申请文件进行审查，并自接到符合要求的申请文件</p>	<p>(六) 国外株主の営業許可証あるいは登記証書・関連業務資格証書の写し；</p> <p>(七) 申請前3年の国外株主の監査済み財務諸表；</p> <p>(八) 国外株主の所在国あるいは地区の関連監督管理機関あるいは中国証監会が認可した国外機関が作成した当該国外株主が本弁法第六条第(二)項・第(三)項の規定する条件を備えているか否かに関する説明文書；</p> <p>(九) 国外株主が良好な国際的名声および経営業績を有し、直近3年の業務規模・収入・利益が国際的に上位に位置すること、および直近3年の長期信用状況についての証明文書；</p> <p>(十) 中国国内の弁護士事務所が作成した法律意見書；</p> <p>(十一) 中国証監会が要求するその他の文書。</p> <p>第十六条 中国証監会は、関連法律・行政法規および本弁法に基づき第十五条が規定する申請文書に対して審査を行い、規定の期限内に批准するか否かの決定を下し、申請者に書面で通知する。批准しない場合、理由を書面で説明する。</p> <p>第十七条 変更の批准を受けた証券会社は、中国証監会の批准文書の発行日より6ヶ月以内に、持分譲渡あるいは増資事項の手続きを行い、会社の登記機関に変更登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。</p> <p>第十八条 変更の批准を受けた証券会社は、変更登記日より15営業日以内に、中国証監会に下記の文書を提出し、証券業務経営許可証の交換・発行を申請しなければならない：</p> <p>(一) 営業許可証副本の写し；</p> <p>(二) 外商投資証券会社の定款；</p> <p>(三) 会社の旧証券業務経営許可証およびその副本；</p> <p>(四) 中国国内の証券関連業務資格を有する会計士事務所が作成した验资報告；</p> <p>(五) 中国証監会が要求するその他の文書。</p> <p>第十九条 中国証監会は、関連法律・行政法規および本弁法に基づき第十八条が規定する申請文書に対して審査を行い、要求</p>
---	---

<p>之日起15个工作日内作出决定。对符合规定条件的，换发经营证券业务许可证；对不符合规定条件的，不予换发，并书面说明理由。</p> <p>第二十条 外商投资证券公司合并或者外商投资证券公司与内资证券公司合并后新设或者存续的证券公司，应当具备本办规定的规定的外商投资证券公司的设立条件；其境外股东持股比例应当符合本办规定的规定。</p> <p>外商投资证券公司分立后设立的证券公司，股东中有境外股东的，其境外股东持股比例应当符合本办规定的规定。</p> <p>第二十一条 境外投资者可以依法通过证券交易所的证券交易持有上市内资证券公司股份，或者与上市内资证券公司建立战略合作关系并经中国证监会批准持有上市内资证券公司股份。</p> <p>境外投资者依法通过证券交易所的证券交易持有或者通过协议、其他安排与他人共同持有上市内资证券公司5%以上股份的，应当符合本办法第六条规定的条件，并遵守证券法和中国证监会关于上市公司收购和证券公司变更审批的有关规定。</p> <p>第二十二条 按照本办法规定提交中国证监会的申请文件及报送中国证监会的资料，必须使用中文。境外股东及其所在国家或者地区相关监管机构或者中国证监会认可的境外机构出具的文件、资料使用外文的，应当附有与原文内容一致的中文译本。</p> <p>申请人提交的文件及报送的材料，不能充分说明申请人的状况的，中国证监会可以要求申请人作出补充说明。</p> <p>第二十三条 外商投资证券公司涉及国家安全审查的，按照国家有关规定办理。</p>	<p>に合致する申請文書の受領日より15営業日以内に決定を下す。規定の条件に合致する場合、証券業務経営許可証を交換・発行する；規定の条件に合致しない場合、交換・発行せず、理由を書面で説明する。</p> <p>第二十条 外商投資証券会社の合併あるいは外商投資証券会社と内資証券会社の合併後に新設あるいは存続する証券会社は、本弁法が規定する外商投資証券会社の設立条件を備えていなければならない；その国外株主が保有する持分比率は、本弁法の規定に合致しなければならない。</p> <p>外商投資証券会社の分割後に設立する証券会社は、株主に国外株主がいる場合、その国外株主が保有する持分比率は、本弁法の規定に合致しなければならない。</p> <p>第二十一条 国外投資家は、法に基づき証券取引所の証券取引を通じて上場内資証券会社の株式を保有、あるいは上場内資証券会社と戦略的提携関係を築き、中国証券会の批准を経て上場内資証券会社の株式を保有することができる。</p> <p>国外投資家が、上場内資証券会社の5%以上の株式を、法に基づき証券取引所の証券取引を通じて保有あるいは協議・その他のアレンジを通じて他人と共同で保有する場合、本弁法第六条が規定する条件に合致し、かつ証券法および中国証券会の上場会社の買収および証券会社の変更に対する審査批准に関する関連規定も遵守しなければならない。</p> <p>第二十二条 本弁法の規定に基づき中国証券会に提出する申請文書および中国証券会に送信・報告する資料は、必ず中国語を使用しなければならない。国外株主およびその所在国あるいは地区の関連監督管理機関あるいは中国証券会が認可した国外機関が作成する文書・資料で外国語を使用する場合、原文の内容に一致する中国語の翻訳を添えなければならない。</p> <p>申請者が提出した文書および送信・報告した資料が、申請者の状況を十分に説明できていない場合、中国証券会は申請者に追加説明を作成するよう要求することができる。</p> <p>第二十三条 外商投資証券会社が国家安全審査に及ぶ場合、国家の関連規定に基づ</p>
---	---

<p>第二十四条 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的投资者投资证券公司的，参照适用本办法。国家另有规定的，从其规定。</p> <p>第二十五条 外商投资证券公司的设立、变更、终止、业务活动及监督管理事项，本办法未作规定的，适用中国证监会的其他有关规定。</p> <p>第二十六条 本办法自公布之日起施行。《外资参股证券公司设立规则》同时废止。</p>	<p>き取り扱う。</p> <p>第二十四条 香港特别行政区・マカオ特別行政区および台湾地区の投資家が証券会社に投資する場合、本弁法を参照・適用する。国家に別の規定がある場合、その規定に従う。</p> <p>第二十五条 外商投資証券会社の設立・変更・終了・業務活動および監督管理の事項について、本弁法が規定していない場合、中国証券会のその他関連規定を適用する。</p> <p>第二十六条 本弁法は、公布日より施行する。《外資持分参加による証券会社設立規則》は同時に廃止する。</p>
---	---